

センターからの



2021
夏号

お便り

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ5階
TEL 086 (226) 1019 (2021.6月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- 宅配便業者を装ったSMS URLにアクセスしないで
- クーリング・オフってなに？
- 消費生活相談事例
「若者をねらう もうけ話に注意」
- 新型コロナワクチン接種詐欺に注意
- 令和3年度消費生活講座ご案内

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡 山 **086 (226) 0999**
津山分室 **0868 (23) 1247**

火曜日～日曜日 9:00～16:30

月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～16:30
いやや

●消費者ホットライン 局番なし **188** (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター FAX: **086 (227) 3715**

e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp

Twitter アカウントID @SyohiOkayamaken

●消費のアドバイス 山陽新聞 毎月1回掲載

2022年(令和4年)4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます

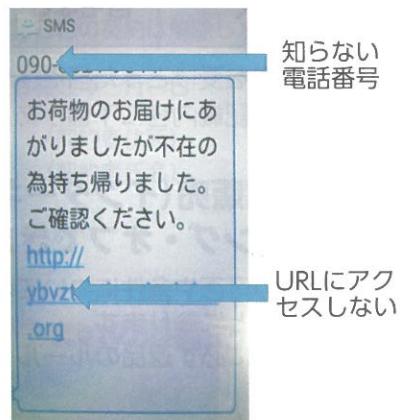
宅配便業者を装ったSMS URLにアクセスしないで

スマホの通信費が前月より2万円ほど高かったので、携帯電話会社に確認したところ、自分のスマホから海外にSMSを送信していたと判明した。数ヶ月前に「荷物を預かっている」というSMSが届き、URLをタップした。そのときに不審なアプリをダウンロードしてしまったのかもしれない。

(70歳代 女性)

- 宅配便業者の不在通知を装って送られてくるSMS（ショートメッセージサービス）に、偽サイトに誘導するためのURLが記載されており、アクセスしたことにより、自分のスマホが不正利用されるという被害が起きています。
- SMSで不在通知が届いても、記載されているURLにアクセスしてはいけません。電話窓口や公式ホームページ等で、宅配便業者の正式なサービスか調べ、真偽を確認しましょう。
- URLにアクセスしてしまった場合は、不審なアプリがインストールされていないか確認しましょう。また、IDやパスワード、暗証番号等の個人情報を入力してはいけません。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

(独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報 第390号」より)



クーリング・オフってなに？

クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度とは、「頭を冷やして考えなおす機会を消費者に与える」という制度です。

訪問販売や電話勧誘販売のように不意打ちで勧誘される場合や、マルチ商法などの複雑な契約内容の場合には、冷静に判断することができないまま、また、契約の内容をよく理解できないまま契約してしまいがちです。

このため、契約の申込みや契約してしまった場合でも冷静になって考え直し、「契約を解除したい」場合に、一定の期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフができる取引（特定商取引法によるクーリング・オフ）

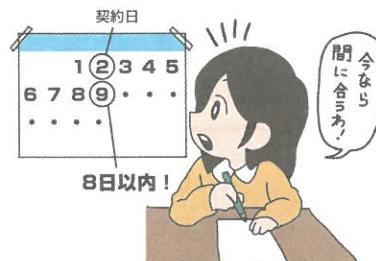
取引の種類	内 容	クーリング・オフの期間	中途解約
訪問販売	店舗や営業所以外の場所で不意打ちはじめに勧誘される契約 ①販売が目的だと告げられずに電話やSNSなどで呼び出されたとき（アポイントメントセールス） ②街中で声をかけられて、商品を売りつけられたとき（キャッチセールス） ③家にセールスマンがやってきて、契約したとき（訪問販売など）	8日間	×
電話勧誘販売	電話で勧誘され、郵便・電話などの方法で締結する契約	8日間	×
特定継続的役務提供	継続的なサービスの提供を受けることを内容とする契約 ①エステ②美容医療③語学教室④パソコン教室⑤家庭教師⑥学習塾⑦結婚相手紹介サービス ＊2カ月を超える期間（①②は1カ月） 5万円を超える金額のものに適用	8日間	○
連鎖販売取引	個人を販売員として勧誘し、入会金や商品代金等の経済的負担をさせ、紹介料等の利益が得られるとしてさらに次の販売員を勧説させる仕組みで、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・サービスの取引（マルチ商法）	20日間	○
業務提供誘引販売取引	仕事を紹介するので収入が得られると勧説し、仕事に必要だからと商品やサービスの契約をする取引	20日間	×
訪問購入	自宅などへの訪問による貴金属等物品の買取り	8日間	×

※契約書を受けとった日を1日目と数えます

※書面の記載内容に不備があるときは、所定の期間を過ぎてもクーリング・オフできる場合があります

！通信販売（インターネットショッピング）は、クーリング・オフできません。

- 返品の可否や条件についての特約がある場合には、特約に従うことになります。
- 注文前に必ず返品のルール（利用規約）を確認しましょう。



クーリング・オフの効果

- 契約そのものが最初からなかったことになり、支払ったお金は返金され、解約料等を支払う必要もありません。
- サービスの提供を受けていても、対価の支払い義務はありません。
- 事業者の負担で商品の引き取りや工事箇所の原状回復をしてもらいます。
- 事業者は損害賠償や違約金の請求をすることはできません。



クーリング・オフ通知の書き方

書き方例（販売会社あて）

はがき □□□□□□□	契約解除通知 契約年月日 令和〇年〇月〇日 商品名 ○○○○○ 契約金額 ○○○○○円 クレジット会社名 ○○○○○クレジット会社 上記日付の契約は解除します。 支払い済みの○○○円を返金してください。※ 商品は引き取ってください。 令和〇年〇月〇日 (契約者住所) (契約者氏名)
----------------	--

※お金を支払った場合に書きます

書き方例（訪問購入業者あて）

はがき □□□□□□□	契約解除通知 契約年月日 令和〇年〇月〇日 商品名 ○○○○○ 契約金額 ○○○○○円 上記日付の契約は解除します。 引渡し済みの○○(商品)を返してください。※ 令和〇年〇月〇日 (契約者住所) (契約者氏名)
----------------	---

※商品を引渡している場合に書きます



- クーリング・オフ期間内に通知する。
(期間内に通知を発信する)
- はがきなど書面で通知する。
- はがきの両面をコピーして保管する。
- 「特定記録郵便」か「簡易書留」で送付し、受領書（最低5年間）を保管する。
- クレジット利用の場合には、販売事業者とともにクレジット会社にも通知する。

書き方例（クレジット会社あて）

はがき □□□□□□□	契約解除通知 契約年月日 令和〇年〇月〇日 商品名 ○○○○○ 契約金額 ○○○○○円 販売会社名 ○○株式会社○○営業所 担当者 ○○○○氏 上記日付の契約は解除します。 令和〇年〇月〇日 (契約者住所) (契約者氏名)
----------------	---

困った時には、消費者ホットライン（局番なし 188）、またはお住まいの消費生活相談窓口にご相談下さい。

•消費生活相談事例•



若者をねらう もうけ話に注意

大学の先輩に誘われて資産形成セミナーに参加し、50万円のコンサルティング契約の話を聞いた。「50万円もお金がない」と断ると消費者金融を紹介され、「会社員と身分を偽って」50万円借り入れて手渡した。冷静になると契約書はもらっていないし、契約先は海外の会社のようで連絡もできない。解約したい。
(岡山市：女性)

消費者へのアドバイス

最近、若者が知り合いから「必ず儲かる」、「高い金利が出る」などと勧誘され、金融商品を扱う海外の業者と契約し、トラブルになったという相談が寄せられています。

友人やSMS(ショートメッセージサービス)、サークルなどで知り合った人などから誘われたセミナー会場などで強引に入会や投資を勧められ、「お金がない」と言うとクレジットカードや消費者金融などで借金をして支払いをさせられるケースもみられます。

安易に契約すると多重債務などに陥る危険性もあります。友人などの誘いであっても必要がない場合は

勇気を出してきっぱりと断りましょう。簡単に儲かるなどの説明を鵜呑みにせず、契約の前には契約内容をよく確認しましょう。実態や仕組みがわからないものには契約しないようにしましょう。

また、借金の返済に困ると、人を紹介すると紹介料が入ると持ちかけられ、自分自身も友人を勧誘する側になり、人間関係を壊したり、金銭トラブルに陥ったりすることもあるため、特に注意が必要です。

不安に思ったとき、困ったときは、早めにお住まいの地域の消費生活相談窓口（消費者ホットライン☎188）に相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

新型コロナワクチン接種詐欺に注意！

ワクチン接種は無料です！

【相談事例】 10万円払えば、新型コロナワクチンが優先的に接種できると電話があった。後日返金されるというが、不審。

**電話・メールで個人情報を求める
ことはありません！**

【相談事例】 市役所の職員を名乗り、「新型コロナワクチンの接種券を送るので、家族の人数を教えて欲しい」と電話があった。

～新型コロナワクチン詐欺に関する相談を受け付けています～

新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン

0120-797-188

受付時間：10時00分～16時00分
(土日・祝日も実施)



令和3年度 消費生活講座



消費者の皆さんに身近なテーマを取り上げて、日常生活に役立つ情報を提供します。

回	日 時	テ　マ	場 所
2	9月17日(金曜日) 13:30～15:00	●知っていますか?黄ニラの魅力 ～おかやまブランド野菜は、ぼっけえで～ 講師：岡山県生物科学研究所 所長 畠中 唯史	
3	11月19日(金曜日) 13:30～15:00	●人生100年時代のライフプラン 講師：岡山県金融広報アドバイザー 鶴田 宣子	きらめきプラザ 301会議室
4	令和4年 1月21日(金曜日) 13:30～15:00	●見守る大人も知っておきたい!若者トラブル対処法 講師：全国消費生活相談員協会	

受講希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAXまたは電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※参加費無料。来場には公共交通機関を利用し、マスクの着用など感染対策にご協力ください。定員100名、先着順です。
日時、講師、会場等が変更となる場合や新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては中止になる場合があります。